

北海道告示第10512号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和4年4月7日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管 その3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>令和4年度介護保険苦情処理事業 介護保険法（平成9年法律第123号）第176条第1項第3号の規定に基づき、介護保険サービスに係る利用者からの苦情を受け付けて調査を行い、事業者に対する指導・助言を行うことで、介護サービスの質の確保を図るため、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>北海道国民健康保険団体連合会</p>	<p>北海道国民健康保険団体連合会が行う介護保険サービスに係る苦情処理に要する経費（報酬、給料、職員手当、共済費（社会保険料に限る。）、報償費、旅費、需用費（食糧費のうち会食に要する経費を除く。）、備品購入費、役務費、委託料、負担金、使用料及び賃借料に限る。）</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p>		